参考資料2

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について（最終とりまとめ・概要）

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について（最終とりまとめ）（概要）

（赤字下線：現行目標からの追加・変更）

			2019年度末（現状（速報値））	2025年度末までの目標
鉄軌道	鉄軌道駅（※1）	段差の解消	92%	○バリアフリー指標として、案内設備（文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等）の設置を追加 ○3,000人以上/日の施設及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設を原則100% ○この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化 ※高齢者、障害者等に迂回による過度の負担が生じないよう、大規模な鉄軌道駅については、当該駅及び周辺施設の状況や当該駅の利用状況等を踏まえ、可能な限りバリアフリールートの複数化を進める ※駅施設・車両の構造等に応じて、十分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、可能な限りプラットホームと車両乗降口の段差・隙間の縮小を進める
		視覚障害者誘導用ブロック	95%	
		案内設備（※2）	74%	
		障害者用トイレ（※3）	89%	
		ホームドア・可動式ホーム柵	858駅	○駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでの整備を加速化することを目指し、全体で3,000番線 ○うち、10万人/日以上の駅は800番線
	鉄軌道車両（※4）		75%	○約70% ※令和2年4月に施行された新たなバリアフリー基準（鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを1列車につき2箇所以上とすること等を義務付け）への適合状況（50%程度と想定）を踏まえて設定 ※新幹線車両について、車椅子用フリースペースの整備を可能な限り速やかに進める
バス	バスターミナル（※1）	段差の解消	95%	バリアフリー指標として、案内設備（文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等）の設置を追加 ○3,000人以上/日の施設及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック	98%	
		案内設備（※2）	76%	
		障害者用トイレ（※3）	84%	
	乗合バス車両（※4）	ノンステップバス	61%	約80%
		リフト付きバス等（適用除外車両）	5%	○約25%をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化 ○1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設（指定空港）へのバス路線を運行する乗合バス車両における適用除外の認定基準を見直すとともに、指定空港へアクセスするバス路線の運行系統の総数の約50%について、バリアフリー化した車両を含む運行とする
	貸切バス車両（※4）		1,081台	約2,100台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化
タクシー	福祉タクシー車両（※4）		37,064台	○約90,000台 ○各都道府県における総車両数の約25%について、ユニバーサルデザインタクシーとする
船舶	旅客船ターミナル（※1）	段差の解消	100%	○バリアフリー指標として、案内設備（文字等及び音声による運航情報提供設備、案内用図記号による標識等）の設置を追加 ○2,000人以上/日の施設を原則100% ○離島との間の航路等1に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック	100%	
		案内設備（※2）	54%	
		障害者用トイレ（※3）	100%	
	旅客船（旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。）（※4）		48%	○約60% ○2,000人以上/日のターミナルに就航する船舶は、構造等の制約条件を踏まえて可能な限りバリアフリー化 ○その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化

※1　1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。
※2　文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。
※3　便所を設置している旅客施設が対象。
※4　車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備（車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備。福祉タクシーにあっては、音等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備）の設置等が含まれる旨を明記。
※5　高齢者、障害者等については、乳幼児連れも含む。

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について（最終とりまとめ）（概要）

（赤字下線：現行目標からの追加・変更）

			2019年度末（現状(速報値)）	2025年度末までの目標
航空	航空旅客ターミナル（※1）	段差の解消	87%	○バリアフリー指標として、案内設備（文字等及び音声による運航情報提供設備、案内用図記号による標識等）の設置を追加 ○2,000人以上/日の施設を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック	95%	
		案内設備（※2）	95%	
		障害者用トイレ(※3)	97%	
	航空機（※4）		99%	原則100%
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路		63%（※5,※6）	約70%
都市公園	園路及び広場		57%（※6）	○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約70% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	駐車場		48%（※6）	○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約60% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	便所		36%（※6）	○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約70% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
路外駐車場	特定路外駐車場		65%（※6）	約75%
建築物	2,000㎡以上の特別特定建築物（※7)のストック		61%	○床面積の合計が2,000m²以上の特別特定建築物を約67% ○床面積の合計が2,000m²未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進 ※公立小学校等については、文部科学省において目標を定め、障害者対応型便所やスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化を実施する
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等		99%	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等は原則100%
		音響機能付加信号機	—	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている信号機については原則100%
		エスコートゾーン	—	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている道路標示については原則100%
基本構想等	移動等円滑化促進方針の作成		8自治体（※8）	約350自治体 （全市町村(約1,740)の約2割）
	移動等円滑化基本構想の作成		304自治体（※9）	約450自治体 （2,000人以上/日の鉄軌道駅及びバスターミナルが存在する市町村（約730）の約6割に相当）
「心のバリアフリー」			—	○移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備する ○「心のバリアフリー」の用語の認知度を約50% （現状：約24%（※10）） ○高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合を原則100% （現状：約80%（※11））

※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。
※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。
※3 便所を設置している旅客施設が対象。
※4 車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備（車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備。福祉タクシーにあっては、音等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備）の設置等が含まれる旨を明記。
※5 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路約4,450kmが対象。
※6 2019年度末の数値は集計中であるため2018年度末の数値。
※7 公立小学校等（小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの）は除く。
※8 2020年6月末の数値。
※9 2020年3月末の数値。
※10 2020年6月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。
※11 2020年6月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。
※12 高齢者、障害者等については、乳幼児連れも含む。